

大阪府制度融資「開業・スタートアップ応援資金」に係る創業支援施策（利子補給・保証料補助）実施市町村一覧（50音順）

・本支援施策は、府の開業・スタートアップ応援資金において、各市町村が独自に利子補給や保証料補助等を行い、当該市町村内での創業を積極的に支援していくことを目的に実施しているものです。
・補助対象等には、**申込者の「事業所所在地（居住地）」「納税状況」「申込期間」など一定の条件があります**ので、詳細については、実施市町村一覧表記載のホームページをご覧くださいか、担当課までお問合せください。

（令和7年4月現在17市町で実施）

市町村名	支援施策	補助内容	問い合わせ先	
			担当課	電話番号
1 和泉市	利子補給	・約定返済に係る利子の一部を補助 限度額：融資額合計で500万円まで 補給率：利子率の1％ 補給期間：借入日より3年間	環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当	0725-99-8123
2 泉大津市	利子補給	・借入金に係る利子の一部を補給 補給率：返済利率のうち年1％以内 ※個人事業主が本市在住でない場合年0.5％以内 限度額：対象資金の融資額内で最高500万円まで ※ただし、過去に利子補給を受けた者は補給対象限度額の500万円から前回申込みの対象資金の限度額を差し引いた額以内の額	市長公室 地域経済課	0725-51-7651
3 泉佐野市	利子補給	中小企業総合支援制度として実施 ・対象限度額 1,000万円（1,000万円以下の場合は借入額が対象限度額） ・補給利率：融資利率の2分の1（ただし上限5万円） ・補給対象期間 融資の実行日から5年以内 ※ただし1事業者につき1融資のみ。また、保証料補助との併用不可	生活産業部 まちの活性課	072-469-3131
	保証料補助	中小企業総合支援制度として実施 ・保証料支払額の2分の1の額（ただし上限10万円） ※ただし利子補給との併用不可。また、保証料補助を受けた場合は、他の「中小企業総合支援補助金」を3年間受けることができません		
4 茨木市	利子補給	・支払った利子のうち1％相当分（融資額600万円超が対象） 限度額：各年度10万円、合計30万円 交付期間：対象融資の実行日から3年	産業環境部 商工労政課	072-620-1620
	保証料補助	・支払った保証料のうち1％相当分（融資額600万円以下が対象） ※年度内1回限り		
5 貝塚市	保証料補助	・支払った信用保証料が5万円以上の場合は5万円 ・5万円以下の場合は全額	総合政策部 産業戦略課	072-433-7193
6 交野市	保証料補助	・保証料支払い額の2分の1（限度額：5万円）	地域振興部 地域振興課	072-892-0121
7 河南町	保証料補助	・保証料支払額の2分の1以内（限度額：1融資につき20万円）	まち創造部農林商工観光課	0721-93-2500
8 吹田市	利子補給	・約定返済に係る利子の一部を補助 補給額：最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子の額 補給限度額：年1％の利率に相当する利子額 申請の時期：借入日より2年間	都市魅力部 地域経済振興室	06-6170-7217
9 大東市	保証料補助	・保証料支払額の2分の1の額（限度額：1融資につき5万円）	産業・文化部 産業経済室	072-870-4013
10 高石市	利子補給	・利子補給金交付制度を実施しています。 対象融資限度額：500万円 補給率：1％ 交付期間：融資実行日から3年間	総合政策部 まち未来戦略室 産業共創課	072-265-1001
11 田尻町	利子補給	・利子補給限度額：年1％の利率に相当する利子額 融資金の限度額：2,000万円	事業部 産業振興課	072-466-5008
12 忠岡町	利子補給	・支払い利息の一部を補助 限度額：対象融資の融資額以内で500万円を限度 利 率：返済利率の内1.0％を限度 期 間：最長5年	産業住民部 産業建築課	0725—22-1122
13 富田林市	保証料補助	・保証料支払額の2分の1（限度額：1融資につき20万円）	産業部 商工観光課	0721-25-1000
14 枚方市	保証料補助	・保証料支払額の全額（限度額：1融資につき10万円）	観光にぎわい部 商工振興課	072-841-1325
15 藤井寺市	保証料補助	・保証料支払額の全額（限度額：1融資につき10万円）	市民生活部 産業創造室 商工労働課	072-939-1337
16 松原市	保証料補助	・保証料支払額の2分の1（限度額：1融資につき20万円）	市民生活部 産業振興課	072-337-3112
17 守口市	保証料補助	・支払った保証料の額と5万円を比較して、いずれか少ない方の額。 （ただし、1事業者につき、1年度に1回を限度とする。）	市民生活部 地域振興課	06-6992-1490